

南城市産商品販売力強化事業制作委託業務 特記仕様書

1. 業務の目的

南城市内における多くの企業が小規模事業者であり、その課題の大半は販路の硬直化があげられる。解決の為には、新たな商品販売機会を地元事業者が自ら創出し、売上を向上させていく取り組みが求められる。

本事業では、会員の支援団体である南城市商工会、南城市観光協会及び事業者間の横の連携を強化しマーケティングやリレーションの構築手法、販売機会の創造力などのノウハウを共有する機会を継続し、事業終了後には市内事業者の販路の拡大、販売力の向上に寄与することと同時に、市産商品の売上げ販路等を調査、分析し、各市産商品に適合する市場の全体像を把握し、実践による販売力を強化することを目的とする。

またコロナ禍の社会情勢も踏まえウィズコロナ・アフターコロナの状況においても消費販売機会が生まれるような取組内容とする必要がある。

2. 業務の名称

南城市産商品販売力強化事業制作委託業務

3. 業務の期間

契約締結日の翌日から令和4年2月10日まで

4. 業務金額

9,986,900円（消費税込み）の範囲内で積算すること。なお、この金額は企画提案のために提示するものであり、契約金額ではない。

5. 業務内容

(1) 与件の整理

過年度の「南城市産商品販売力強化事業制作委託業務成果報告書」の内容を把握する事。その上で、本業務の実施計画を作成し、課題解決策を明確に示すとともに、市の関係計画等を把握し、整合性について確認を行うこと。なお、詳細なスケジュールや実施事項については本特記仕様書に基づいて作成し、市と協議の上、決定するものとする。

(2) 販売力強化支援活動

① セミナーの開催

今後、市内事業者がより効果的に市内外向け販売を促進できるよう講師を招きセミナーを実施する。

② 市産商品のブラッシュアップ

市産商品の販売促進をするため市内事業者と連携し、市産品のブラッシュアップを行い、持続可能な仕組み作りを構築する事。

③ 通販サイト（ECサイト）等での販路開拓

通販サイト等での販路を構築し、コロナ禍においても市産品を販売出来るルートを確立する事。その際、過去の南城セレクション受賞品の販売促進も行う事。

(3) 事業自走化

南城市販売強化事業により過年度行って来た南城市のイベントを自走化させるため、関係各者との調整し、次年度以降のビジョンを確立させる事。また今年度の事業内容に関しても市内事業者にて自走化できるよう調整する事。

(4) 効果測定

本事業の売上効果について、評価・整理し、報告する。また、本事業で得られる成果項目と条件等については、実施企画立案と共に事前に事務局へ報告するものとする。

(5) 成果報告書の取りまとめ及び印刷製本

本事業の成果報告書について市と協議の上、目次を作成し、これに基づき報告書の提出を行うこと。また、図表の作成及び画像の貼り付けにより文章を補完し、わかりやすい報告書の編集に努める。

(6) 打ち合わせ

本業務に関する打ち合わせは原則月1回とする。但し、必要に応じて随時開催する。

6. 新型コロナウイルス対策

(1) 新型コロナウイルス対応

新型コロナウイルスの社会的影響が悪化した場合に備え、事業内容の変更及び代替等も含め提案すること。

(2) 新型コロナウイルスに関する留意事項

すべての業務において、日本政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定している「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に則り、「三つの密」を徹底的に回避し、新しい生活様式に対応した対策を講じること。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止における業務一部見直しについて

新型コロナウイルス感染拡大の状況に伴い、業務の一部を変更する可能性がある。当該変更を行う必要が出た場合は、両者誠意をもって協議し、円滑にその解決にあたるものとする。契約期間中であっても事業を行うことが難しい場合は、その段階で執行した部分を精算し契約を終了する可能性があることも留意すること。

7. 成果品

- (1) 業務報告書（A4版・フラットファイル綴り）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部
- (2) 南城市産商品販売力強化事業成果報告書（A4版・印刷製本）・・・・・・・・・・ 3部
- (3) (1) から (2) の電子データ（CD-R）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1枚
- (4) 効果測定を実施した分析電子データ（CD-R）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1枚
- (5) その他事業者提案によるもお及び必要に応じて市が求めるもの

8. 成果品の提出期限

上記成果品を令和4年2月10日（木）までに提出する。

9. 協議

本業務の実施に際し、担当者と連絡を密にとること。本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合には、速やかに市と協議すること。

10. その他

他の事業と連携することにより成果を高める提案も受け付けるが、その際は事業費及び業務等について明確に区分できること。